

広島県告示第二百六十八号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）第三十条第一項及び第二項、第三十八条第一項及び第二項、第五十八条第一項及び第二項、第九十二条第一項及び第二項並びに第百条第二項の規定に基づき知事が指定する者及び知事が指定する講習会を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき知事が指定する者は、同条例の次の表の条項の欄に掲げる規定に依り、それぞれ同表の研修機関の欄に掲げる者とする。

条 項	研 修 機 関	
	名 称	主たる事務所の所在地
第三十条第一項及び第二項	全国乳児福祉協議会（社会福祉法人全国社会福祉協議会に置かれるものをいう。）	東京都千代田区霞が関三丁目三番二号
第三十八条第一項及び第二項	全国母子生活支援施設協議会（社会福祉法人全国社会福祉協議会に置かれるものをいう。）	東京都千代田区霞が関三丁目三番二号
第五十八条第一項及び第二項	全国児童養護施設協議会（社会福祉法人全国社会福祉協議会に置かれるものをいう。）	東京都千代田区霞が関三丁目三番二号
第九十二条第一項及び第二項	全国情緒障害児短期治療施設協議会	滋賀県彦根市鳥居本町一五八六
第百条第二項	全国児童自立支援施設協議会	大阪府柏原市高井田八〇九の一

二 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第三十条第一項、第三十八条第一項、第五十八条第一項及び第九十二条第一項の規定に基づき知事が指定する講習会は、次の表のとおりとする。

実 施 機 関		講 習 会
名 称	主たる事務所の所在地	
社会福祉法人全国社会福祉協議会	東京都千代田区霞が関三丁目三番二号	社会福祉施設長資格認定講習課程